

美唄市パートナーシップ制度(素案)



いくつもの生活の景色が
まちの色を豊かにしてきた

令和8年1月
美唄市

目次

はじめに.....	4
1. 本市のパートナーシップ制度の導入における基本的な考え方	5
2. 本制度におけるパートナーシップ関係の定義	5
3. 目的	5
4. 制度の名称	6
5. 根拠規定	6
6. 証明事項	6
7. 対象者	6
8. 申請方法	7
9. 通称名の使用	8
10. 交付書類	8
11. 登録証等の紛失時の手続き	8
12. 登録の変更、抹消等	8
13. 本制度利用者が利用可能な行政サービスについて	9
14. 自治体間での連携について	9

美唄市は、誰もが対等に、誰もが平等に、個性や能力、性別を問わず、自らの意思によりあらゆる分野で対等に活動できるジェンダー^(※1)やセクシュアリティ^(※2)に関して平等な社会と、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取り組んでいます。

要綱により規定する本制度に法的な効力はありませんが、市として性的マイノリティ^(※3)の方の意思に寄り添い、その関係を尊重し、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自に LGBTQ など性的マイノリティのカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明となるものを公に発行し、さまざまなサービスや社会的配慮を受けやすくすることで、多様な性のあり方への理解が一層深まり、一人一人が互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現につなげていきたいと考えています。

当事者の方々の生きづらさの根本は、2人の関係が社会に受け入れてもらえないことになり、個々の悩みや困難への対応だけでは、課題の解決に十分ではないと考えます。

このため、2人の関係を受け止め、公的に認めることによって、当事者の方々に安心感を与えるとともに、社会的な理解を広げていく必要があります。これにより、「家族制度や婚姻制度に悪影響を及ぼす」、「同性婚を認めるることは違法である」との意見を耳にすることもありますが、パートナーシップ制度には法的な効果がないため、国の法律に基づく 家族制度や婚姻制度を損ねるものではなく、同性婚を認めるものでもあります。

※1 ジェンダー (社会が男性・女性に期待する役割や属性、行動様式)

※2 セクシュアリティ(人間の性のあり方の全般を指す)

※3 性的マイノリティ(異性愛者や身体の性(生まれたときの性別)と心の性(性自認)が一致している大
多数派(マジョリティ)とする社会の中で、少数派となる人々の総称)

1. 本市のパートナーシップ制度の導入における基本的な考え方

すべての人が生まれながらにして持つ基本的人権を尊重し、SDGsの目標である「ジェンダー平等を実現しよう」・「人や国の不平等をなくそう」の実現を目指す取り組みとして位置づけ、法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできない全てのカップルが、お互いを人生のパートナーとして誓ったことを公認することにより、夫婦であれば当然に享受できた行政サービスを、市の裁量の範囲において提供することを制度の基本とします。なお、婚姻及びこれに関わる基本的な権利と義務は、住む場所や家庭の事情などに関係なく、全ての国民に等しく与えられ、又は課されるべきであることから、本市の制度は国による法対応がなされるまでの当面の措置として整備するとともに、多くの自治体で類似の制度が実施されている現状において、一組でも多くのカップルが困難さを感じることがなくなるよう、自治体間での汎用性が高い制度を目指します。

2. 本制度におけるパートナーシップ関係の定義

互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行い、精神的に相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的少数者(性的マイノリティ)の 2 者の関係をいいます。

3. 目的

戸籍上、同性同士では婚姻ができない方もいるため、共同生活を送っていても家族として認められることはなく、将来への不安を抱えながら生活しています。国の法律により、同性婚が認められていない現状において、自治体として性のあり方に関わらず、誰もが個人として尊重され、このまちに住んでいて良かったと思える地域社会の実現を目指し、差別や偏見の解消、日常生活の困難や生きづらさの軽減を図ることを目的とします。

4. 制度の名称

「美唄市パートナーシップ制度」とします。

5. 根拠規定

手続きを定めた要綱を新たに制定します。

6. 証明事項

要件を満たしていることを認めたときに、パートナーシップ登録証及び登録カードを交付します。

7. 対象者

互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行い、精神的に相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティの 2 者で、以下の要件を全て満たす方とします。

1)双方が成年であること

2)次のいずれかに該当すること

ア双方が美唄市民であること

イ一方が市民であり、かつ、他の一方が市民になることを予定していること

ウ 双方が市民になることを予定していること

3)双方に配偶者(2者が国外で婚姻した場合を除く)や事実婚の関係にある者

がいないこと(いずれも相手方を含む)

4)双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと

5)民法第 734 条及び第 735 条の規定により婚姻することができない者同士の関係ないこと(養子縁組関係にある場合を除く)

8. 申請の方法

次の提出書類一式を添えて上記窓口に申請する。ただし、宣誓方式を希望の場合は、事前予約を必須とします。

(提出書類)

・パートナーシップ登録申請書

(※以下は、パートナー双方必要)

・住民票の写し

・独身を証明する書類(次のいずれか)

- ・戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)又は戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- ・婚姻要件具備証明書又は独身証明書等の大使館等が発行する書類(外国籍の申請者に限る。また、外国語の書類には日本語訳を添付すること。なお、パートナー双方が日本以外の国において婚姻関係にある場合は、当該国での結婚に係る証明書を婚姻要件具備証明書等に代えて提出すること。)
- ・その他の客観的に独身であることが確認できる書類(上記の証明書を取得できない特段の事情がある場合に限る)
- ・美唄市の住民基本台帳に記録されていない者にあっては、市民であることを確認できる書類(市民になることを予定している者を除く。)及び住民票の写し(世帯全部及び続柄について記載され、かつ、申請日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(本人確認)

市長は、申請しようとする双方が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

1 つの提示で足りるもの	2 つ以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・旅券・運転免許証・顔写真付き住民基本台帳カード・在留カード、特別永住者証明書・その他、顔写真付きの官公署発行の証明書など	<ul style="list-style-type: none">・健康保険資格確認書(証)・年金手帳・介護保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・学生証 など

9. 通称名の使用

通称名の使用を希望する場合は、パートナーシップ制度登録証及び登録証カードには戸籍上の氏名を裏面に記載します。通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の提出を求めるものとします。

10. 交付書類

パートナーシップ制度登録者には、次の書類を登録した 2 者へ各 1 枚交付します。

- ・ 美唄市パートナーシップ制度登録証(様式2)
- ・ 美唄市パートナーシップ制度登録カード(様式3)

11. 登録証等の紛失時の手続き

登録証及び登録証カードを紛失した場合は、再交付を申請することができます。

12. 登録の変更、抹消等

氏名や住所等に変更が生じた場合は、変更届が必要です。変更等の届出が適当と認められる場合、登録の変更や抹消を行うほか、以下のいずれかに該当するときは、登録を抹消します。

- 1) 死亡、市民の要件喪失、婚姻・事実婚、相手方以外とのパートナーシップ、
いずれかに該当することが判明したとき
- 2) 変更等の届出要件に関する確認書類が1か月以内に提出されない場合
- 3) 虚偽又は不正な手段により登録を受けたことが判明したとき
- 4) 登録証等を不正に利用したことが判明したとき
- 5) その他登録を継続することが適当でないと認めるとき

13. 本制度利用者が利用可能な行政サービスについて

本市が提供する各種行政サービスのうち、配偶者を対象としているサービスについて、根拠となる規定や権限を調査の上、市の裁量により本制度利用者を配偶者と同様に扱うことが可能となるものについては、制度の開始にあわせ、申請要件や手続き方法を見直すこととし、当面、次の表に示す事務・制度が利用可能となるよう検討を進め、享受可能となったサービスについては、わかりやすい情報提供に努めます。

本制度利用者が利用可能となる行政サービス(案)

- ・市営住宅への入居・同居の承認
- ・市立病院への入院や医療に関する同意
- ・住民票の続柄を「縁故者」に変更
- ・救急搬送証明書の申請

14. 自治体間での連携について

令和4年9月からの『パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク』が構築され、市外へ転出、又は他の自治体から転入される際に必要な返還手続きと再度の申請手続きが、ネットワークに加入している自治体間で住所異動する場合は、転居後の自治体に継続申告の手続きをすることで、独身証明書等の提出を省略できるほか、転居前の自治体への返還手続きをすることなく転居後の自治体から登録証等の交付を受けられます。

すでに制度を導入している自治体の多くが加入し、広域連携が可能となっていることから、本市もパートナーシップ制度の導入に合わせ、「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入します。